

## 役場からのお知らせ

## 住民税務課

問い合わせ 住民税務課 医療年金係 まで

●年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告する場合は、  
『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』等の添付が必要です

- 国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。
- 年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告する場合は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付が必要です。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、11月上旬に社会保険庁(社会保険業務センター)から送付されますので、申告の際まで大切に保管してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのお問い合わせは、社会保険庁(社会保険業務センター)の「控除証明書専用ダイヤル」をご利用ください。

## 控除証明書専用ダイヤル ☎：0570-070-117

※IP電話等の方は「03-6700-1130」へお電話ください。

※通話料金は一般の固定電話の場合、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は全額発信者のご負担となります。

## 【ご利用期間・受付時間】

平成21年11月2日から平成22年3月13日まで

平日：月～金曜日：午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7時00分まで受付

第2土曜日：午前9時30分から午後4時00分まで

※11月の第2・第4土曜日とその翌日曜日は午前9：30～午後4：00

## 地域産業課

問い合わせ 地域産業課 地域振興係 まで

## ●人権週間における人権相談所開設のお知らせ

- と き 12月10日(木)
- と ころ ファミリーセンター研修室
- 開設時間 午後1時30分から午後4時00分まで

人権週間は12月4日から10日の1週間です

## 水道環境課

問い合わせ 岐阜県環境生活部廃棄物対策課 まで

●「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」  
が施行されます

平成22年1月から、岐阜県が「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例(手続条例)」を施行します。この条例は、産業廃棄物処理施設を設置しようとする事業者に、周辺住民への事業計画の周知を義務付け、さらに、住民の意見を聴く仕組みを構築したものです。これにより、周辺地域の生活環境保全上有意義な意見は事業計画に反映されることとなります。詳しくは、岐阜県環境生活部廃棄物対策課指導調査担当(☎058-272-8219)へお尋ねください。